

## 三鷹市議会委員会条例の一部を改正する条例

三鷹市議会委員会条例（昭和42年三鷹市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表厚生委員会の項中「環境管理、文化振興、産業振興及び消費者保護に関する事項を除く。」を「市民活動及び市民の安全安心に関する事項に限る。」に改め、同表まちづくり環境委員会の項中「環境管理、産業振興及び消費者保護に関する事項に限る。」を「市民活動、文化振興及び市民の安全安心に関する事項を除く。」に改める。

### 附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

### 提案理由

常任委員会の所管事項を改めるため、本案を提出します。

三鷹市議会委員会条例新旧対照表

改正案		現行	
名称	所管	名称	所管
総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画部の所管に関する事項</li> <li>2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。）</li> <li>3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。）</li> <li>4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項</li> <li>5 他の委員会の所管に属しない事項</li> </ol>	総務委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 企画部の所管に関する事項</li> <li>2 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項を除く。）</li> <li>3 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項を除く。）</li> <li>4 会計管理者（会計課）、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会の所管に関する事項</li> <li>5 他の委員会の所管に属しない事項</li> </ol>
文教委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会の所管に関する事項</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）</li> </ol>	文教委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会の所管に関する事項</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（文化振興に関する事項に限る。）</li> </ol>
厚生委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。）</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（<u>市民活動及び市民の安全安心に関する事項に限る。</u>）</li> <li>3 健康福祉部の所管に関する事項</li> <li>4 子ども政策部の所管に関する事項</li> </ol>	厚生委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民部の所管に関する事項（国民健康保険、国民年金及び高齢者医療に関する事項に限る。）</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（<u>環境管理、文化振興、産業振興及び消費者保護に関する事項を除く。</u>）</li> <li>3 健康福祉部の所管に関する事項</li> <li>4 子ども政策部の所管に関する事項</li> </ol>
まちづくり環境委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。）</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（<u>市民活動、文化振興及び市民の安全安心に関する事項を除く。</u>）</li> <li>3 都市整備部の所管に関する事項</li> <li>4 水道部の所管に関する事項</li> <li>5 農業委員会の所管に関する事項</li> </ol>	まちづくり環境委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総務部の所管に関する事項（用地取得及び土地対策に関する事項に限る。）</li> <li>2 生活環境部の所管に関する事項（<u>環境管理、産業振興及び消費者保護に関する事項に限る。</u>）</li> <li>3 都市整備部の所管に関する事項</li> <li>4 水道部の所管に関する事項</li> <li>5 農業委員会の所管に関する事項</li> </ol>